

フロン類回収業者の皆さまへ

# 製造から20年を超えたポンベは 2年ごとの検査が必要です



検査期限が切れたポンベへの充填は  
「**高圧ガス保安法違反**」です。

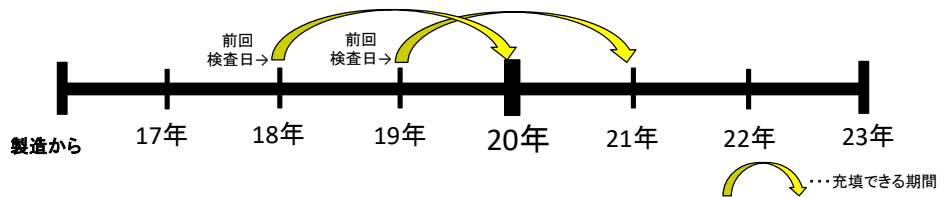
製造から20年を経過したポンベの注意点 ※2000年製造以前のポンベが対象です！

### ＜20年経過の考え方＞

20年を経過した継ぎ目ありのポンベは、2年ごとの検査が必要です。

20年経過後に充填する際は、遡って2年以内に検査を受けている必要があります。

遡って2年以内に検査を受けていますか？→「はい」…前回検査日から2年経過するまでは充填できます。  
→「いいえ」…検査を受けないと充填できません。



### ＜検査期限の確認方法＞

＜ステップ1＞ 継目の有無	＜ステップ2＞ ポンベの種類	＜検査期間＞
継目あり	①TP3.0M以下かつV25以下	6年ごと
	②上記以外	5年ごと
	<b>①②で製造から20年経過</b>	<b>2年ごと</b>
継目なし		5年ごと

※検査期限の前月末までに検査を完了させてください。  
(例)検査期限が2020年3月の場合、2020年2月末までに検査を受ける

継目の有無

耐圧試験圧力 (Mpa)  
(3.0M、4.0M、5.0M)

製造年月または検査年月

製造年月：2006年8月  
検査期限：2012年8月



ポンベが満タンになっていない場合には？

→再検査を受ける場合は、満タンになっていなくても指定引取場所へ引き渡してください。

自動車再資源化協力機構（自再協）  
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org